⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　落札者が開札後10日以内（休日を含まない。）に備蓄倉庫を本契約のために使用可能な状態とできなかったときは、当該落札者と契約締結しないことがある。
⑻　本契約においては、落札者が入札時に提出した各項目の単位あたりの税抜き価格をもって約定する。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeyasu Umeda Director General, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : (A1) 339ton of Sodium Chloride for solid de-icing agent (A2) 562tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 25tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent (A3) 372tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 103tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent (A4) 370tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 41tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent
⑷　Delivery period : (A1) (A2) (A3) (A4) From 1 November 2009 through 31 March 2010
⑸　Delivery place : (A1) Tokushima Operation Office and other 3 places (A2) Matsuyama Operation Office and other 4 places (A3) Kagawa Operation Office and other 4 places (A4) Kochi Operation Office and other 3 places
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　observe Article 6 of the Administrative Instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 and 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act
③　have proven to have actually manufactured or delivered the product concerned or those similar to it,
④　have proved can it have or it borrow the savings warehouse located from provided operation office of each purchase subject to the place with in 100㎞ in the radius , The saving warehouse is possible to be used during the term of contract or be scheduled for use. The operation office and the capacity of the savings warehouse of each purchase subject are as follows. (A1) 80ton for Tokushima Operation Office (A2) 100ton for Matsuyama Operation Office (A3) 90ton for Kagawa Operation Office (A4) 80ton for Kochi Operation Office
⑺　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 29 September 2009 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M. 28 September 2009)
⑻　Contact point for the notice : Masatoshi Muguruma, Assistant Leader of Accounting Group, General Affairs and Planning Dept., Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4—1—3 Asahimachi, Takamatsu City, Kagawa, 760—0065, Japan. TEL 087—825—1886

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年7月8日
支出負担行為担当官
北海道開発局網走開発建設部長　鎌田　貢次

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発網走第１号（№１）

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一般国道39号　北見市　第１北見ヶ丘トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道北見市
⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,245m、トンネル延長：Ｌ＝697.0m、幅員：ＳＬ＝11.6m、内空断面積：Ａ＝72.8㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工（ＡＧＦ）：Ｎ＝17シフト
⑸　工期　平成23年12月22日まで。
⑹　使用する主要な資機材　吹付コンクリート：Ｖ＝5,050㎥、覆工コンクリート：Ｖ＝10,500㎥、防水シート：Ａ＝15,400㎡、鋼製支保工：Ｎ＝700基、ロックボルト：Ｎ＝10,300本、注入式長尺鋼管フォアパイリング：Ｎ＝530本
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領（案）」に基づき、品質検査員が段階確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,070点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積65㎡以上かつ施工延長500m以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。